

重要事項説明書

指定居宅介護支援・指定介護予防支援

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(福井県指定 第 1870300439 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービス、指定介護予防支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画 介護予防サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画、介護予防サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画、介護予防サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	8
7. 事故発生時の対応について	9
8. 苦情受付について	9
9. 個人情報使用について	9

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 町屋福社会
(2) 法人所在地 福井県福井市松本1丁目36番15号
(3) 電話番号 0776-26-6280
(4) 代表者氏名 理事長 石田 次男
(5) 設立年月 昭和47年10月16日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所
(2) 事業の目的 要介護、要介護予防等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限り自立した生活を営むことができるよう、又、利用者の選択に基づき適切な保険・医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう支援する。
(3) 事業所の名称 メゾンいまだて指定居宅介護支援センター
平成11年8月31日指定 福井県 1870300439号
(4) 事業所の所在地 福井県越前市東樫尾町8号38番
(5) 電話番号 0778-43-0202
(6) 所長 氏名 大西 宏尚
(7) 管理者 氏名 平井 雪絵
(8) 当事業所の運営方針 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス、指定介護予防サービス等が、特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、事業を実施すると共に公正中立に関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との綿密な連携を図るものとする。
(9) 開設年月 平成11年8月31日
(10) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

[介護老人福祉施設]	平成12年2月29日指定	福井県 1870300439号	定員 80名
[短期入所生活介護]	平成12年2月29日指定	福井県 1870300439号	定員 20名
[介護予防短期入所生活介護]	平成18年4月1日指定	福井県 1870300439号	
[通所介護]	平成12年2月29日指定	福井県 1870300439号	定員 40名
[第一号通所事業]	平成18年4月1日指定	福井県 1870300439号	
[指定介護予防支援]	令和3年4月1日指定	福井県 1800300061号	

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 (居宅介護支援) 越前市・鯖江市・池田町・南越前町
(介護予防支援) 越前市
(2) 営業日及び営業時間

営業日 受付時間 サービス提供時間帯	月曜日～土曜日 8:00～18:00 (日曜日・祝日・年末年始は除く)
--------------------------	-------------------------------------

*但し、24時間連絡体制は確保しており、必要に応じて相談に応じる体制を確保しています。

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援、指定介護予防支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 管理者	1		1.0	1名	介護支援専門員
2. 介護支援専門員	1以上	1以上	1.0	1名以上	介護支援専門員

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援、介護予防支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

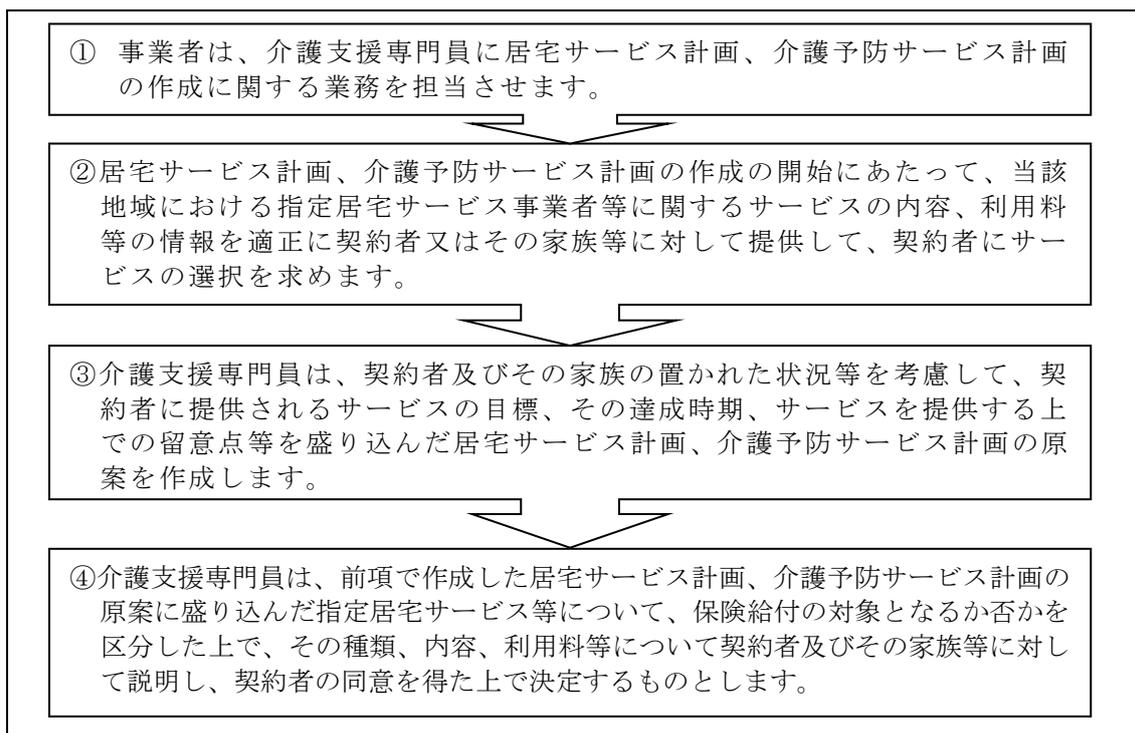
サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

＜サービスの内容＞

① 居宅サービス計画、介護予防サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画、介護予防サービス計画を作成します。

＜居宅サービス計画、介護予防サービス計画の作成の流れ＞



②居宅サービス計画、介護予防サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画、介護予防サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画、介護予防サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画、介護予防サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画、介護予防サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画、介護予防サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画、介護予防サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤公正中立なケアマネジメントの確保

ご契約者の意志に基づいた契約書であることを確保するため、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所を紹介します。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を説明します。

⑥訪問回数の多い契約者への対応

訪問回数が多いケアプランについては、契約者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していく事が適切であり、介護支援専門員が、統計的に見て通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護（生活援助中心型）位置付ける場合には、市町村にケアプランの届出を行います。

<利用料金のお支払い方法>

料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月20日までに以下の方法でお支払い下さい。

下記指定口座への振り込み 福邦銀行 今立中央支店 普通預金 5087390 メゾンいまだて指定居宅介護支援センター

<サービス利用料金>

居宅介護支援、介護予防支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

① ☆居宅介護支援費（Ⅰ）

ケアマネジャー1人当たりの取扱件数（担当件数）で算定します。

居宅介護支援費（Ⅱ）を算定していない事業所

・居宅介護支援費（i）

<取扱件数が45件未満の場合又は45件以上の場合において45件未満の部分>

要介護1・2	10,860円/月
要介護3・4・5	14,110円/月

・居宅介護支援費（ii）

<取扱件数が45件以上60件未満の場合>

取扱件数	45件以上60件未満部分のみ適用
要介護1・2	5,440円/月
要介護3・4・5	7,040円/月

*45件未満の部分は、居宅介護支援（i）を適用

・居宅介護支援費（iii）

<取扱件数が60件以上の場合>

取扱件数	60件以上の部分のみ適用
要介護1・2	3,260円/月
要介護3・4・5	4,220円/月

*60件未満の部分は、居宅介護支援（ii）を適用

☆居宅介護支援費（II）

一定の情報通信機器（人工知能関連技術を活用したものを含む）の活用又は事務職員の配置を行っている事業所

ケアマネジャー1人当たりの取扱件数（担当件数）で算定します。

・居宅介護支援費（i）

<取扱件数が50件未満の場合又は60件以上の場合において50件未満の部分>

要介護1・2	10,860円/月
要介護3・4・5	14,110円/月

・居宅介護支援費（ii）

<取扱件数が50件以上60件未満の場合>

取扱件数	50件以上60件未満部分のみ適用
要介護1・2	5,440円/月
要介護3・4・5	7,040円/月

*50件未満の部分は、居宅介護支援（i）を適用

・居宅介護支援費（iii）

<取扱件数が60件以上の場合>

取扱件数	60件以上の部分のみ適用
要介護1・2	3,260円/月
要介護3・4・5	4,220円/月

*60件未満の部分は、居宅介護支援（ii）を適用

・中山間地域等に居住する者にサービスを提供した時の加算

通常の事業所地域を超えて中山間地域等に居住する者にサービスを提供した場合に、移動費用が相当程度必要等とのことで算定します。

通常の実施地域（越前市・鯖江市・池田町・南越前町）以外の地域
居宅介護支援費（I）・（II）の5%を加算

②初回加算

新規や要支援者が要介護認定を受けた時に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上変更認定を受けた場合に算定します。

初回加算
3,000 円/月

③入院時情報連携加算

・入院時情報連携加算（Ⅰ）

利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

入院時情報連携加算（Ⅰ）
2,500 円/月

・入院時情報連携加算（Ⅱ）

利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

入院時情報連携加算（Ⅱ）
2,000 円/月

④退院・退所加算

医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。但し、「連携3回」を算定できるのは、1回以上、入院中の担当医等とのカンファレンスに参加して、退院・退所後の在宅での療法上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る。（入院又は入所期間中につき1回を限度とする。また、初回加算との同時算定不可）

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	4,500 円/回	6,000 円/回
連携2回	6,000 円/回	7,500 円/回
連携3回	×	9,000 円/回

⑤特定事業所加算

特定事業所加算（Ⅰ）	5,190 円/月
特定事業所加算（Ⅱ）	4,210 円/月
特定事業所加算（Ⅲ）	3,230 円/月
特定事業所加算（A）	1,140 円/月

算定要件	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(A)
	519 単位	421 単位	323 単位	114 単位
(1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。	2 名以上	1 名以上	1 名以上	1 名以上
(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること。	3 名以上	3 名以上	2 名以上	常勤・非常勤 1 名以上
(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。	○			
(4) 24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○			○ 連携でも可
(5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること	○	×		

算定要件	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(A)
	519 単位	421 単位	323 単位	114 単位
(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。		○		○ 連でも可
(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること			○	
(8) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること			○	
(9) 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと			○	
(10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員 1 人当たり 45 名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は 50 名未満）であること			○	
(11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること		○		○ 連携でも可
(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること		○		○ 連携でも可
(13) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること			○	

⑥特定事業所医療介護連携加算

特定事業所加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得し、かつ、退院・退所加算の算定に係る医療機関等との連携を年間35回以上行くとともに、ターミナルケアマネジメント加算を年間15回以上算定している事業所

特定事業所医療連携加算
1,250 円/月

⑦通院時情報連携加算

診察の場に同席し、利用者の心身の状況や生活環境など必要な情報を医師又は歯科医師に伝えることと、医師又は歯科医師から受けた情報をケアプランに記録を行っていること。

通院時情報連携加算
500 円/月

⑧緊急時等居宅カンファレンス加算

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合に算定します。（但し、1月に2回を限度とします）

緊急時等居宅カンファレンス加算
2,000 円/回

⑨ターミナルケアマネジメント加算

在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族

の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合

ターミナルケアマネジメント加算
4,000 円/月

☆業務継続計画未実施減算

以下の基準に適合していない場合は所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

☆高齢者虐待防止措置未実施減算

以下の措置が講じられていない場合は所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ・虐待の防止のための指針を整備すること
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

☆介護予防支援費（Ⅱ）

要支援 1・2	4,720 円/月
---------	-----------

☆給付管理

	利用者	利用サービス	ケアマネジメント費	給付管理
①	事業対象者	総合事業のみ	介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センター
②		総合事業のみ		
③	要支援 1・2	介護予防給付 + 総合事業	介護予防給付費	地域包括支援センター 指定介護予防支援事業者

※利用サービスにより介護予防ケアマネジメントとなる場合は、速やかに地域包括支援センターと連携します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第 7 条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) 入院時における医療機関との連携

入院時における医療機関との連携を促進する観点から、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先の医療機関に報告するようにして下さい。

7. 事故発生時の対応について

訪問調査時等、事業所により事故が発生した場合は速やかに市町村、家族に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。

また、事業所はサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

8. 苦情の受付について（契約書第 17 条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔管理者〕 平井 雪絵

〔電話番号〕 0778-43-0202

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

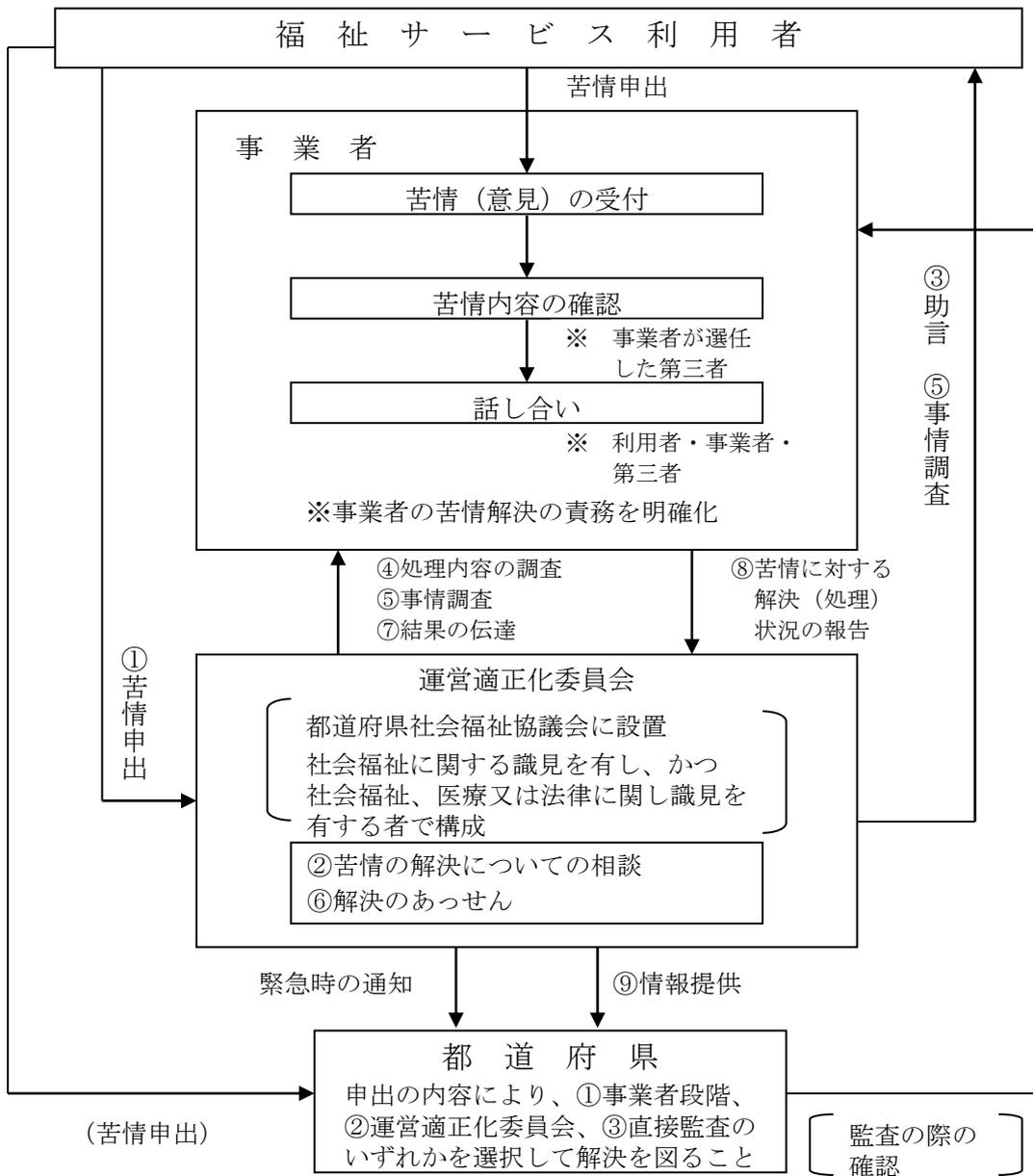
(2) 行政機関その他苦情受付機関

越前市介護保険担当課	窓 口：長寿福祉課 電話番号：0778-22-3715 受付時間：8:30～17:15
鯖江市介護保険担当課	窓 口：介護保険グループ 電話番号：0778-53-2218 受付時間：8:30～17:15
池田町介護保険担当課	窓 口：保健福祉課 電話番号：0778-44-8000 受付時間：8:30～17:15
南越前町介護保険担当課	窓 口：保健福祉課 電話番号：0778-47-8007 受付時間：8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	窓 口：介護保険係 電話番号：0776-57-1614 受付時間：9:00～17:00
福井県社会福祉協議会	窓 口：運営適正化委員会 電話番号：0776-24-2339 受付時間：9:00～17:00

9. 個人情報の使用について

契約者に係る他の介護サービス事業者及び医療機関との連携を図るなど正当な理由がある場合において、守秘義務のもと個人及び家族の情報を使用させて頂く場合があります。

施設サービスに関する苦情解決の仕組みの概要図



指定居宅介護支援サービス、指定介護予防支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

メゾンいまだて指定居宅介護支援センター 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービス、指定介護予防支援サービスの提供開始に同意しました。

*利用者住所 氏名

*私は、本人に代わりサービスの説明を受け、下記署名を行いました。

*家族の代表（代理人）住所 氏名

利用者との関係 _____

<重要事項説明書 付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条、第12条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
 - ・ サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができます。
- ④利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うと共に、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。
- ⑤身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めます。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - 三 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

2. 損害賠償について（契約書第13条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について 契約書第14条参照）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第13条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定により、ご契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 15 条、第 16 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 17 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者・ご契約者の家族・後見人等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為（ハラスメント行為を含む）を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

苦情解決のための仕組み図

社会福祉法人 町屋福祉会
＜メゾンいまだて指定居宅介護支援センター＞

